

# 非金融機関のFATCA対応に関する 検討事項

## Contents

1. FATCA制度の概要
2. 非金融機関への影響
3. FATCAへの対応

2014年7月1日より適用が開始される、外国口座税務コンプライアンス法(以下、FATCA)は、米国外の金融機関をターゲットにした米国法ですが、その適用範囲は幅広く、事業の内容により、非金融機関にも影響を及ぼす可能性があります。本タックスアラートでは、FATCA制度の概要とともに、当該制度の非金融機関への影響について説明します。

## 1. FATCA制度の概要

FATCAは、米国連邦議会により、米国追加雇用対策法(HIRE Act)の一部として2010年3月18日に制定された米国法であり、その主たる目的は、米国人が海外の金融機関を通じて稼得した所得が米国税務当局に適正に申告されることを担保すること(不当な課税逃れを防止すること)にあります。また、我が国政府は、2013年6月11日に米国と「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」(日米当局声明)を発表し、本法の我が国における適用が明らかになったことによつて、FATCAに係る対応は、我が国金融機関にとって喫緊の課題となっています。

FATCAは、米国外の金融機関(以下、「FFI」)に、特定の米国人が保有する金融口座(以下、「米国口座」)を特定したうえで、当該口座情報の米国内国歳入庁(IRS)への報告義務を課しています。仮にFFIがFATCAに遵守しない場合は、原則としてFFIが受領する特定の米国源泉所得に対して30%の罰則的な源泉徴収税が課されることとなります。当該源泉徴収税は、一定の(i)「米国源泉FDAP」(「固定的及び確定可能な年間的所得」と訳され、配当金、利息、賃借料、ロイヤリティなどを含む)、ならびに(ii)配当金や利息を生じさせる米国資産の売却・処分による総受取額に対して課されます。

なお、この罰則的な源泉徴収を回避するために、FFIに求められる主な対応項目は以下の通りです。

- A. IRSのオンライン登録ポータルにてFFI登録を行う。
- B. 米国口座を特定するために、開設された個々の口座の保有者から必要な情報を取得する。
- C. 日米当局声明又は米国財務省規則にて定められるデューデリジェンス手順等を遵守する。
- D. 各米国口座について毎年基本情報(名前、納税者番号、口座番号、残高等)を報告する。
- E. 必要情報の提供依頼に応じない保有者(非協力的口座保有者)の口座及びFATCAに不遵守のFFIが所有する口座への特定の支払いに関して、30%の源泉徴収を行う。
- F. 米国財務長官が米国口座について追加情報の提供を求めた場合、それに応じる。



## 2. 非金融機関への影響

FATCAにおけるFFIの定義は、非常に幅広いものとなっており、銀行、証券会社、保険会社、アセットマネジメント会社、金融持株会社に加えて、ヘッジファンドやプライベートエクイティファンド等の投資事業体などが含まれることになります。また、事業内容によっては、非金融機関であってもFATCA上のFFIに該当する可能性があります。仮にFFIに該当する場合は、IRSへの登録を行ったうえで、一般的に上記の手続きへの対応が求められます。また、非金融機関が他の金融機関との一定の金融取引や、ファンド等を通じた投資からの米国源泉所得を受領する際、その所得の支払者からFATCA上のステータスの証明を要求される場合があります。ステータスを証明できない場合は、当該米国源泉所得に対して30%の源泉徴収税が課される可能性があります。FATCAの影響度合いは、非金融グループであっても、グループ内各社の事業活動や取引の内容により異なります。同制度に備えるため、非金融機関は、自身がFATCA上のFFIに該当するか否かの判定を行ったうえで、いかに同制度に対応するかについて検討することが必要になります。

## 3. FATCAへの対応

FATCAの適用にあたり、非金融機関が実施する必要があると想定される作業としては、(i)グループメンバーのFATCAにおけるステータスの確認、(ii)FFIに該当する場合は、IRSへの報告対象口座の特定と報告手続きの整備、及び(iii)FATCA遵守のための継続的な検証体制の構築、などが考えられます。このようなFATCAに係るコンプライアンスが貴社において適切に実施されるために、私共、EYでは、非金融機関に対して以下のサポートを提供しております。

- (i) 制度概要ならびに非金融機関への影響に関する研修会の実施
- (ii) FATCAポータル登録支援
- (iii) 影響度分析及びFATCA適用に向けた対応ロードマップ策定支援
- (iv) 報告対象となる米国人との取引の特定手続きの構築支援
- (v) FATCAの遵守状況の証明支援
- (vi) 年次報告作成支援

前述の通り、FATCAは、2014年7月1日付けで適用が開始されます。事業内容やFFIに該当する事業体の数により、対応に時間を要する可能性があるため、可能な限り早い時期から対応準備に着手されることをお勧めします。

本ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡なくお問い合わせ下さい。

## Contact

### EY税理士法人

河野 絵美	パートナー	+81 3 3506 2182	emi.kono@jp.ey.com
古川 武宏	エグゼクティブディレクター	+81 3 3506 2787	takehiro.furukawa@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
西川 真由美	シニアマネージャー	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com

### 新日本有限責任監査法人

丘本 正彦	パートナー	+81 3 3503 1057	okamoto-mshk@shinnihon.or.jp
窪寺 信	パートナー	+81 3 3503 1283	kubodera-mkt@shinnihon.or.jp
日比谷 三郎	シニアマネージャー	+81 3 3503 1885	hibiya-sbr@shinnihon.or.jp
碓井 誠人	シニアマネージャー	+81 3 3503 1088	usui-mkta@shinnihon.or.jp
渡邊 直子	マネージャー	+81 3 3503 1954	watanabe-nka@shinnihon.or.jp
板垣 尚仁	マネージャー	+81 3 3503 1954	itagaki-nht@shinnihon.or.jp

### ■ IRS Circular 230に基づく免責事項

本文中の情報は、その利用者が、いかなる税務当局により賦課される可能性がある罰則の回避並びに関連する取引についてマーケティングや推奨等を目的として使用することを意図したものでなく、また、かかる目的にも使用することはできません。

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

### 新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、EYメンバーファームです。全国に拠点を持つ日本最大級の監査法人業界のリーダーです。監査および保証業務をはじめ、各種財務アドバイザリーの分野で高品質なサービスを提供しています。EYグローバル・ネットワークを通じ、日本を取り巻く経済活動の基盤に信頼をもたらす、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[shinnihon.or.jp](http://shinnihon.or.jp) をご覧ください。

© 2013 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.  
Japan Tax SCORE CC20131127-1

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを伴うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)